

熊本県公報

第 1 2 3 3 6 号 平成 26 年 7 月 25 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

古	
○喀痰吸引等業務に関する登録研修機関の登録・・・・・・・・(障がい者支援課) 1
○指定居宅介護支援事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・(高齢者支援課) 2
○指定居宅サービスの事業廃止の届出・・・・・・・・・・・・(″ ″) 2
○出た日と介護支援の事業廃止の居出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・) 2
○旧た口で見なびずればエツ川山) 2) 2
○指定居宅介護支援の事業廃止の届出・・・・・・・・・・・・(〃 ○指定介護予防サービスの事業廃止の届出・・・・・・・・・・(〃 ○公有水面埋立変更承認(八代港)・・・・・・・・・・・・(港湾課) 3
) 3
○喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録・・・・・・・(高齢者支援課	
○喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録・・・・・・・ ("	, .
○保安林の指定施業要件の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・ (森林保全課) 4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住	
帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの	
とされた生活保護法の規定による指定介護機関の指定・・・・・・・(社会福祉課) 4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法	, -
浄に其べく事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・(陪がい考支援 卸) 5
律に基づく事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・(障がい者支援課 ○道路の区域変更・・・・・・・・・・・・・・・(道路保全課) 5
○ 原始 O 区域 交叉 · · · · · · · () 3
〇平成27年度熊本県老人福祉施設整備計画等(養護老人ホー	\ 0
ム及び特別養護老人ホーム)事前協議実施要項の制定・・・・・ (高齢者支援課 ○政府調達に関する苦情の処理手続の廃止・・・・・・・・・・・・・・(会計課 ○政府調達に関する苦情の処理手続の制定・・・・・・・・・・・・・・・(″) 6
〇政府調達に関する苦情の処理手続の廃止・・・・・・・・・・・・(会計課) 6
〇政府調達に関する苦情の処理手続の制定・・・・・・・・・・・・・・・(〃) 6
○熊本県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部改正・・・・・・・・・ (") 9
公告	
○都市計画法による開発行為工事完了公告・・・・・・・・・・・・(建築課○都市計画法による開発行為工事完了公告・・・・・・・・・・(″ の都市計画法による開発行為工事完了公告・・・・・・・・・・・(″) 10
〇都市計画法による開発行為工事完了公告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・) 10
○都市計画法による開発行為工事完了公告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・) 10
○都市計画法による開発行為工事完了公告・・・・・・・・・・・・・・・・(』) 10
○都市計画法による開発行為工事完了公告・・・・・・・・・・・・・(″ ○都市計画法による開発行為工事完了公告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(″ □	·
○御甲訂画法による開発行為工事元」公古・・・・・・・・・・・・・・(″) 10
○都市計画法による開発行為工事完了公告・・・・・・・・・・・(″) 11
○都市計画法による開発行為工事完了公告・・・・・・・・・・・・ (") 11
○都市計画法による開発行為工事完了公告・・・・・・・・・・・・・・・・(〃 –) 11
○土地改良区役員の退任及び就任・・・・・・・・・・・・・・・・・(農村計画課) 11
○都市計画法による開発行為工事完了公告・・・・・・・・・・・・・・・(″ ○土地改良区役員の退任及び就任・・・・・・・・・・・・・・・・・(農村計画課 ○大規模小売店舗立地法に基づく新設届出に対する市町村から	
() 首 見 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·) 12
○大規模小売店舗立地法に基づく新設届出に対する市町村から の意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(,
の音見······ () 13
○老岳鳥獣保護区の指定の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・(自然保護課	
○ 名 古 高 計 は の 後 史 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・) 13
登載依頼	\ 10
○第9回荒瀬ダム撤去地域対策協議会の開催・・・・・・・(企業局荒瀬ダム撤去室 ○平成26年度第2回熊本県医療審議会の開催・・・・・・・・・・・(医療審議会) 13
○平成26年度第2回縣本県医療番議会の開催・・・・・・・・・・・ (医療番議会) 14
平成26年度第1回熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会	
······(後発医薬品安心使用·啓発協議会) 14

告 示

熊本県告示第756号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第6条の規定により登録研修機関の登録を行ったので、同法附則第17条の規定により公示する。 平成26年7月25日

	V/Z - 1 - SIZ :	\$41. 1. 1111 E-0	1114 7
事業所の名称	事業所の所在地	登録番号	登録年月日
特定非営利法人自立生	熊本市中央区白山二丁目1番17号	4 3 2 2 0	平成26年
活センターヒューマン		0 2	7月15日
ネットワーク熊本			

熊本県告示第757号

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又 は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種 類
有限会社草佳苑	ふかがわ居宅介 護支援事業所	菊池市西寺 6 5 - 1	平成26年 7月25日	居宅介護支援

熊本県告示第758号

次のとおり介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により公示する。 平成26年7月25日

	,.	熊本	県知事 蒲	島 郁 夫
事業者の名称又 は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日	サービスの種 類
社会福祉法人	聖心園	熊本県人吉市寺	平成26年	訪問入浴介護
仁和会		町 9 番地 5	4月1日	
株式会社ファー	ひまわり薬局	熊本県合志市須	平成26年	居宅療養管理
マみらい	西合志店	屋 2 6 6 5 - 4	4月30日	指導
医療法人社団	医療法人社団	熊本県八代市豊	平成26年	短期入所療養
城南会	城南会 ちりふ	原中町2299	5月1日	介護
	内科	- 1		
医療法人牧念人	スポレク・デイ草	熊本県菊池市西	平成26年	通所介護
会	佳苑	寺 6 5 番 1	5月31日	
有限会社ふるし	有限会社ふるし	熊本県八代市古	平成26年	居宅療養管理
ろ調剤薬局	ろ調剤薬局	城町1708-	5月31日	指導
		2		
医療法人高森会	阿蘇ホームヘル	熊本県阿蘇市一	平成26年	訪問介護
	プ	の宮町宮地12	6月28日	
		1番地		

熊本県告示第759号

次のとおり介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居 宅介護支援の事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定により公示する。 平成26年7月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又 は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日	サービスの種 類
医療法人村上会	医療法人村上会 ひまわり居宅介 護支援事業所	熊本県上天草市 姫戸町姫浦25 28-6	平成26年3月31日	居宅介護支援

熊本県告示第760号

次のとおり介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、第115条の10の規定により公示する。

平成26年7月25日

事業者の名称又 は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日	サービスの種 類
社会福祉法人	聖心園	熊本県人吉市寺	平成26年	介護予防訪問
仁和会		町9番地5	4月1日	入浴介護
株式会社ファー	ひまわり薬局	熊本県合志市須	平成26年	介護予防居宅
マみらい	西合志店	屋 2 6 6 5 - 4	4月30日	療養管理指導
医療法人社団	ちりふ内科	熊本県八代市豊	平成26年	介護予防短期
城南会		原中町2299	5月1日	入所療養介護
		- 1		
医療法人牧念人	スポレク・デイ草	熊本県菊池市西	平成26年	介護予防通所
会	佳苑	寺 6 5 番 1	5月31日	介護
有限会社ふるし	有限会社ふるし	熊本県八代市古	平成26年	介護予防居宅
ろ調剤薬局	ろ調剤薬局	城町1708-	5月31日	療養管理指導
		2		
医療法人高森会	阿蘇ホームヘル	熊本県阿蘇市一	平成26年	介護予防訪問
	プ	の宮町宮地12	6月28日	介護
		1番地		

熊本県告示第761号

昭和62年1月27日付け熊本県指令港第20号及び熊本県指令河第79号で承認した 八代港公有水面埋立てについて、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第42条第 3項において準用する同法第3条第1項の規定により、次のとおり埋立地の用途の変更を 承認した。

平成26年7月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 承認を受けた者の住所及び氏名 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号 国土交通省九州地方整備局

代表者 国土交通省九州地方整備局長 岩﨑泰彦

- 2 承認年月日及び番号 平成26年7月15日 熊本県指令港第3号 熊本県指令河第28号
- 3 埋立区域
 - (1)位置 変更なし
 - (2)区域 変更なし
 - (3)面積
 - 変更なし
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
 - (1)位置
 - 変更なし (2)区域
 - 変更なし
 - (3)面積変更なし
- 5 埋立地の用途 (変更前)

公園緑地用地 約37.6ヘクタール 水産関連用地 約3.2ヘクタール 道路用地 約3.0ヘクタール

(変更後)

公園緑地用地約37.6~クタール都市機能用地約3.2~クタール道路用地約3.0~クタール

熊本県告示第762号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第1項の規定により特定行為業務事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条

の8の規定により公示する。 平成26年7月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日
株式会社祐心	菊陽の里デイサービスセ	4 3 1 1 0 0 1 9 5	平成26年
熊本県菊池郡菊陽町津久	ンター「こころ」		5月12日
礼 1 9 9 4 番地 5	熊本県菊池郡菊陽町津久		
	礼1994番地5		

熊本県告示第763号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第1項の規定により特定行為業務事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により公示する。

平成26年7月25日

	j	熊本県知事 浦 島	<u> </u>
事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日
社会福祉法人心和会	田原の郷	4 3 1 1 0 0 2 1 6	平成26年
熊本県熊本市北区植木町	熊本県熊本市北区植木町		7月15日
鞍掛1522番地1	鞍掛1522番地1		

熊本県告示第764号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の 指定施業要件を変更する。

平成26年7月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 保安林の所在場所 熊本県山鹿市(次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的 公衆の保健
- 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。

山鹿市(次の図に示す部分に限る。)

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。(2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する

熊本県告示第765号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円 滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第1 4条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定によ り指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等 の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてそ の例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成26年7月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

(H/J HJ / HZ /		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
みなみ園 訪問介護事業所	株式会社みなみ	平成26年6月2
宇土市花園台町花園台757番地	宇土市花園台町花園台757番	0 目
8 0	地 8 0	

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
滑石デイサービスセンター 一休	株式会社一休	平成26年6月2
玉名市滑石2542番地3	玉名市滑石2542番地3	4 日
デイサービス げんきハウス	株式会社みなみ	平成26年6月2

宇土市花園台町花園台757番地80	宇土市花園台町花園台757番地80	О 日	
(介護予防訪問介護)			
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日	
みなみ園 訪問介護事業所	株式会社みなみ	平成26年6月2	
宇土市花園台町花園台757番地	宇土市花園台町花園台757番	0 目	
8 0	地 8 0		
(介護予防通所介護)			
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日	
滑石デイサービスセンター 一休	株式会社一休	平成26年6月2	
玉名市滑石2542番地3	玉名市滑石2542番地3	4 日	
デイサービス げんきハウス	株式会社みなみ	平成26年6月2	
宇土市花園台町花園台757番地	宇土市花園台町花園台757番	0 日	
8 0	地 8 0		
(小規模多機能型居宅介護)			
事業所の名称及	び所在地	指定年月日	
小規模多機能ホーム はっぴーらい	いふ	平成26年5月1	
人吉市西間下町高見726-3		目	
(介護予防小規模多機能型居宅介護			
事業所の名称及る	び所在地	指定年月日	
小規模多機能ホーム はっぴーらいふ		平成26年5月1	
人吉市西間下町高見726-3		日	
(介護老人福祉施設)			
事業所の名称及	び所在地 ーーーー	指定年月日	
特別養護老人ホームやすらぎ荘別り	館	平成26年4月1	
八代郡氷川町鹿島945番地		目	

熊本県告示第766号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。 平成26年7月25日

		熊本県知事 蒲 島	計
事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事	サービスの種類	指定年月日
	務所の所在地及び代表者		
	の氏名		
釈光ビレッジ	特定非営利活動法人JE	共同生活援助	平成26年7
	F		月 1 6 日
宇土市北段原町96番地	宇土市松山町2490		
1	水野 秀昭		

熊本県告示第767号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の

区域を変更する。 その関係図面は、平成26年7月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年7月25日

			* / \ /\r	י דווו	LT11 1114	<i></i>
1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等						
道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前	幅員	延長	備考
			後	(メートル)	(メートル)	
主要地方道	玉名立花	玉名市月田字長渕		5.5		防安交
	線	2081番1地先から	前	~	532.0	
		同所		19.7		
		2 1 0 7番5地先まで		17.0		
•	•			•	•	

Г					
ı		後	\sim	532 0	
				002.0	
			83 8		
			00.0		l

2 区域を変更する期日 平成26年7月25日

熊本県告示第768号

平成27年度熊本県老人福祉施設整備計画等(養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム) 事前協議実施要項を次のように定める。

平成26年7月25日

島 熊本県知事 蒲

平成27年度熊本県老人福祉施設整備計画等(養護老人ホーム及び特別養護老人ホ ーム) 事前協議実施要項

(目的)

第1条 介護保険法(平成9年法律第123号)第118条第1項の規定に基づく介護保 険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画(以下「介護保険事業支援計画」 という。)において定める介護老人福祉施設並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の9第1項の規定に基づく老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画 (以下「老人福祉計画」という。)において定める養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム(以下「施設」という。)の円滑な整備を推進するため及び施設の整備を実施しよ うとする者の認可の申請等に係る負担軽減に資するため、施設の整備に着手する前に施 設の整備について事前協議(以下「事前協議」という。)を求めることとし、これに関 し必要な事項を定める。

(事前協議の対象)

- 第2条 事前協議の対象とする施設の整備は、平成27年度に実施しようとする施設の整 備であって、県から平成27年度老人福祉施設等整備費補助金(以下「補助金」という。) を受けて実施しようとする施設の増築(既存施設の現在の入所定員の増員を伴わず、か つ、既存施設の居室を取り壊さず、新たに居室を整備することをいう。)又は改築(既 存施設の現在の入所定員の増員を伴わず、かつ、既存施設の居室を取り壊して、新たに居室を整備することをいう。)とする。ただし、介護保険事業支援計画及び老人福祉計 画に規定する熊本高齢者福祉圏域における施設の整備並びに介護保険法第8条第14項 の地域密着型サービスを行うための施設の整備を除くものとする。 (提出期限等)
- 第3条 前条の事前協議の対象となる施設の整備を実施しようとする者は、当該施設の整 備に係る事前協議書を平成26年10月3日午後5時15分までに、知事に提出するも のとする。
- 前項の事前協議書の様式は、別に定める。

- 第4条 知事は、前条第1項の事前協議書に係る施設の整備を予算の範囲内で補助金を交 付する対象となる施設の整備として認定することの適否について決定するものとする。 (雑則)
- 第5条 この要項に定めるもののほか、事前協議に関して必要な事項は、別に定める。 附 則
- この要項は、告示の日から施行する。 この要項は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

熊本県告示第769号

平成11年熊本県告示第921号(政府調達に関する苦情の処理手続)は、廃止する。 平成26年7月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第770号

政府調達に関する苦情の処理手続を次のように定める。 平成26年7月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

政府調達に関する苦情の処理手続

- 熊本県政府調達苦情検討委員会 熊本県政府調達苦情検討委員会(以下「委員会」という。)は、苦情を文書で受理 第 1 し、調達機関による当該苦情に係る調達のいかなる側面に関しても事実関係を調査し、 調達機関に対する提案を行う
 - 建プストングランで未を11 7。 申し立てられた苦情に関して利害関係を持つと認められる委員は、当該苦情の検討 に参加することができない。
- 苦情の申立て 第 2
 - 供給者(調達機関が製品又はサービスの調達を行った際に当該製品又はサービスの 提供を行った者及び行うことが可能であった者をいう。以下同じ。)は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)

第1条に規定する協定、同条に規定する改正協定その他の国際約束(以下「協定等」という。)の規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、委員会に対し、書面により苦情を申し立てることができる。 供給者が、協定等に対する違反があると考える場合には、まず、当該調達を行った

- 機関との間で協議を行い、解決を求めることが奨励される。
- 供給者が協定等の違反があると考え、調達機関に対し協議を行いたい旨申し出た場合にあっては、当該調達機関は、当該供給者と速やかに協議を行い、苦情を解決する よう努めなければならない。

第 3 期間

- 第4から第9までにおいて、日数の計算は、特に規定のない限り暦日による。 第4から第9までにおいて、作業日とは、熊本県の休日を定める条例(平成元年熊 本県条例第10号)第1条第1項に掲げる日(以下「県の休日」という。)でない日
- 第4から第9までにおいて、期間の初日は、算入しない。
- 第4から第9までにおいて、期間の末日が県の休日に当たるときは、当該期間は、 その日後において当該県の休日に最も近い県の休日でない日に満了する。

第 4

- 苦情の申立てがあった場合、当該苦情に係る調達に利害関係を持つ全ての供給者は、苦情処理手続に参加することができる。 苦情の申立てがあった場合、当該苦情に係る調達を行った機関(以下「関係調達機 1
- 関」という。)は、苦情処理手続に参加しなければならない。 苦情の申立てがあった場合、当該苦情に係る調達に利害関係を持つ供給者であって、 当該苦情処理手続に参加を希望するものは、第5の6に定める公示後5日以内に参加 の意思を委員会に通知しなければならない。
- 3の規定による通知を行った者(以下「参加者」という。)は、当該通知をいつで も取り下げることができる。

苦情の検討の手続 第 5

- 供給者は、調達手続のいずれの段階であっても、協定等のいずれかの規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、書面により委員会へ苦情を申し立てることができる。この場合におりて、委員会は、苦情の申立てのあった後直ちに、その写しを関 係調達機関に送付する。
- 委員会は、苦情申立ての書類に不備があると認めるときは、当該苦情を申し立てた 者に対し、その補正を求めることができる。この場合において、不備が軽微なもので あるときは、委員長は職権で補正することができる。
- 委員会は、原則として、申立て後10作業日以内に苦情について検討し、次の各号に該当する場合には、書面により理由を付して却下することができる。 (1) 1に規定する期間の末より後に申立てが行われた場合

 - 協定等と無関係な場合 (2)
 - (3)
 - 軽微な、又は無意味な場合 供給者からの申立てでない場合 (4)
 - その他委員会による検討が適当でない場合
- 関係調達機関は、申し立てられた苦情が却下されるべきと判断する場合には、委員 会に対し、書面により理由を付して却下すべき旨申し出ることができる。
- 委員会は、苦情の申立てが1に規定する期間の末より後に行われても、正当な理由
- があると認める場合には、当該申立てを受理することができる。 委員会は、苦情が正当に申し立てられたと認め、申立てを受理した場合には、当該 苦情を申し立てた者(以下「苦情申立人」という。)及び関係調達機関に対しその旨 を直ちに文書で通知するとともに、委員長の定めるところにより、公示を行う。
- 契約締結又は契約執行の停止
 - 1) 委員会は、原則として、契約締結に至る前の段階での苦情申立てについては、関係調達機関に対し、苦情処理に係る期間内は契約を締結すべきでない旨の要請を、 申立て後12作業日以内に速やかに文書で行う
 - 2) 委員会は、原則として、契約締結後10日以内に行われた苦情申立てについては、関係調達機関に対し、苦情処理に係る期間内は契約執行を停止すべきである旨の要請を速やかに文書で行う。
 - 委員会は、緊急かつやむを得ない状況にあるため、契約を締結すべきでない旨 又は契約執行を停止すべきである旨の要請を関係調達機関に対して行わないと決定した場合には、その旨を理由とともに直ちに苦情申立人に文書で通知する。 4) 関係調達機関は、委員会から契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止す
 - べきである旨の要請を受けた場合には、速やかにこれに従う
 - (4)の場合において、関係調達機関の長が緊急かつやむを得ない状況にあるた め、当該機関として委員会の要請に従うことができないと判断する場合には、その 旨を理由とともに直ちに委員会に文書をもって通知しなければならない。この場合 において、委員会は、当該通知のあった後直ちに当該文書の写しを苦情申立人に送 付する
 - (5)の通知があった場合には、委員会は、当該理由が認めるに足りるものかど (6) うかを判断し、その結果を直ちに苦情申立人及び関係調達機関に文書をもって通知

知しなければならない。

- 検討
 - (1) 委員会は、 苦情申立人及び関係調達機関に対し、説明、主張、文書の提出等を これに基づき、苦情についての検討を行う 求め、
 - (2) 関係調達機関は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるお
 - それのある場合を除き、説明、主張、文書の提出等を拒むことができない。 3) 委員会は、説明、主張、文書の提出等が、公共の利益を害し、又は公務の遂行 に著しい支障を生じるおそれのある場合に該当するかどうかの判断をするため必要 があると認めるときは、関係調達機関に説明、主張、文書の提出等をさせることができる。この場合において、何人も、その説明、主張、文書等の開示を求めること ができない。
 - 委員会は、受理した苦情に係る調達に関して裁判所に対し訴えが提起された場 あっても、当該訴えにかかわらず、本処理手続の定めるところにより苦情につ (4)合であっても、 いての検討を行う。
 - 参加者及び関係調達機関は、委員会が検討の結果を取りまとめる 前に、委員会に出席し、意見を述べることができる。
 - 6) 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、弁護士又は委員会の承認を得た者を代理人とすることができる。 (6)
 - (7)
 - (8)
 - (9)
 - (7) (6)の承認は、いつでも取り消すことができる。 (8) 代理人の権限は、書面をもって証明しなければならない。 (9) 代理人が2人以上あるときは、各人が本人を代理する。 (0) 苦情申立人、参加者、関係調達機関及び代理人は、委員会の承認を得て、補佐人とともに出席は、ことでも思います。 (10)
 - (11)
 - (10)の承認は、いつでも取り消すことができる。 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、当該苦情申立てに関して開催される (12)委員会における互いの陳述を傍聴することができる。ただし、委員会が傍聴が適当
 - (13)
 - 委員会における互いの陳丞を傍聴することかでさる。ににし、安貝云かぼやか過ョではないと判断する場合は、この限りではない。
 3) 委員会は、その判断により、証人を出席させることができる。
 4) 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、委員会において自らが行う意見若しくは報告の陳述を公開で行うこと又は証人の出席を求めることができる。この場合において、委員会は、原則として、その求めに応ずるものとする。ただし、意見若しくは報告の陳述又は証人の出席については、苦情申立人、参加者、関係調達機関その他の調達に利害関係を持つ者の営業上の秘密、製造過程、知的財産その他当該 (14)者に関する商業上の秘密情報の保護に配慮されたものでなければならない

 - 1 に関する間案上の秘名情報の保護に配慮されたものでなりればならない。 5) 委員会は、苦情申立人若しくは関係調達機関の要請により、又は委員会自らの 発意により、苦情の内容について公聴会を開くことができる。 6) 委員会は、必要に応じ、検討の対象となる調達に関し識見をもつ技術者等より 意見を聴くことができる。この場合において、当該技術者等は、当該調達に関して 実質的な利害関係を持つ者であってはならない。
- 1による苦情申立ては、いつでも取り下げることができる。
- 関係調達機関の報告書
 - (1)関係調達機関は、申し立てられた苦情が委員会に受理された場合、当該苦情の 写しが当該関係調達機関に送付された後14日以内に、委員会に対し、以下の事項 を含む苦情に係る調達に関する報告書を提出しなければならない。
 - イ 当該苦情に係る調達に関連する仕様書、その一部を含む入札書類その他の文書 関連する事実、判明した事実並びに関係調達機関の行為及び提案を明記し、か 、苦情事項の全てに答えている説明文 苦情を解決する上で必要となり得る追加的事項又は情報
 - 2) 委員会は、(1)に定める報告書を受領した後直ちに苦情申立人及び参加者に対し、当該報告書の写しを送付するとともに、当該写しを受領した後7日以内に委員会に意見又は当該報告書に基づき苦情の検討を希望する旨の要望を提出する機会を (2)与える。この場合において、委員会は、当該意見又は要望を受領した後直ちにその写しを関係調達機関に送付する。
 - 3) 委員会は、調達に利害関係を持つ者の同意があった場合を除き、当該者の営業上の秘密、製造過程、知的財産その他当該者が提出した商業上の秘密情報を第三者に開示しない。 (3)
- 第 6
- 検討の結果及び提案 委員会は、苦情が申し立てられた後90日以内(公共事業に係る苦情申立てについ ては50日以内)に検討の結果の報告書を文書で作成する。この場合において、委員会は、当該報告書において、検討の結果の根拠に関する説明とともに、苦情の全部又 は一部を認めるか否かを明らかにするとともに、調達の手続が協定等の規定に反して 行われたものか否かを明らかにする
 - 委員会は、協定等に定める措置が実施されていないと認める場合には、次に掲げる 措置のうち1又は2以上を含む適切な是正策を提案するため、報告書とともに提案書 を文書で作成する。
 - (1)
 - 新たに調達手続を行う。 調達条件を変えず、再度調達を行う。 調達を再審査する。 (2)
 - (3)

- (4)他の供給者を契約締結者とする。
- 契約を破棄する。 (5)
- 委員会は、検討の結果及び提案を作成するに当たり、調達手続における瑕疵の程度、 全部又は一部の供給者に与えた不利益な影響の程度、協定等の趣旨の阻害の程度、苦情申立人及び関係調達機関の誠意、当該調達に係る契約の履行の程度、当該提案が調 達機関に与える負担、当該調達の緊急性及び関係調達機関の業務に対する影響等の当該調達に関する状況を考慮するものとする。
- 委員が少数意見の公表を求めた場合には、委員会は少数意見を報告書に付記するこ とができる。
- 委員会は、報告書及び提案書を作成した後直ちに苦情申立人、関係調達機関及び参 加者に送付する。
- 関係調達機関は、原則として、関係調達機関自身の決定として、正当に申し立てられた苦情に係る委員会の提案に従うものとする。この場合において、関係調達機関は、提案に従わないとの判断を行った場合には、提案書を受領した後10日以内(公共事業に行わないとの判断を行った場合には、提案書を受領した後10日以内(公共事業) 業に係る苦情申立てについては60日以内)に理由を付して委員会に報告しなければ ならない。
- 委員会は、検討の結果及び提案に関する外部からの照会に応じる
- 委員会は、申し立てられた苦情を検討する際に当該苦情に係る調達に関して法律に 違反する不正又は行為の証拠を発見した場合には、適当な執行当局による措置を求め るため、当該執行当局に通報する。
- 迅速処理 第 7
 - 委員会は、苦情申立人又は関係調達機関から文書で苦情の迅速な処理の要請あった 場合には、2及び3に定める迅速処理の手続に従って苦情処理を行うか否かを決定す 1 る。
 - 委員会は、迅速処理の要請を受理した後直ちに迅速処理を適用するか否かを決定し、 苦情申立人、関係調達機関及び参加者に対し、その決定の結果及びその理由を通知す
 - 迅速処理が適用される場合の期限及び手続は、次のとおりとする。
 - 関係調達機関は、委員会から迅速処理が適用される旨の通知を受けた後6作業 日以内に、第5の10に定める報告書を委員会に提出する。この場合において、 員会は、当該報告書を受領した後直ちに、苦情申立人及び参加者に対し、その写しを送付するとともに、当該写しを受領した後5日以内に、委員会に意見又は当該文書に基づき事実判断を希望する旨の要望を提出する機会を与える。委員会は、当該
 - 意見又は要望を受領した後直ちに、その写しを関係調達機関に送付する。 2) 委員会は、苦情が申し立てられた後45日以内(公共事業並びに電気通信機器 委員会は、 及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る苦情申立てについては、25 日以内)に、検討の結果の報告書及び提案書を文書で作成する。
- 苦情の受付及び処理の状況の公表

知事は、政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況をとりまとめ、その概要を定期的 に公表する

第 9

9 調達に係る文書の保存 調達機関は、苦情の処理手続に資するため、協定等の対象となる調達を行った場合には、当該調達に係る契約の日から3年間(公共事業並びに電気通信機器及び医療技術製 品並びにこれらに係るサービスに係る場合にあっては、5年間)、当該調達に係る文書 (電子的手段による当該調達の実施に関する履歴を適切に確認するためのデータを含む。) を保存しなければならない。

- 適用 第10
 - 協定等に定める適用基準額の邦貨換算額については、地方公共団体の物品等又は特 定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第3条第1項に規定
 - する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める額によるものとする。 本処理手続は、平成8年1月1日以降に申し立てられた苦情について適用する。

熊本県告示第771号

熊本県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。 平成26年7月25日

> 蒲 島 郁 夫

熊本県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱 熊本県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年熊本県告示第446号の2)の一部 を次のように改正する。

第1条中「政府調達に関する協定(平成7年条約第23号。以下「協定」という。)の 対象となる調達」を「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号)第1条に規定する協定、同条に規定する改正協定その他の国際約束の対象となるもの」に改め、「供給者」の次に「(調達機関が製品又はサービスの 調達を行った際に当該製品又はサービスの提供を行った者及び行うことが可能であった者をいう。)」を加え、「平成8年熊本県告示第446号の3」を「平成26年熊本県告示第770号」に、「関係調達機関への提言」を「当該苦情に係る調達を行った機関への提

案等」に改める。

第2条に次の1項を加える。

- 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者を知事が依頼するまで引き続きそ の職務を行うものとする。
 - 第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。 (議事録)
- 委員会は、会議を開いたときは、議事録を作成する。 第7条

附

この要綱は、公布の日から施行する。

告 公

熊本県公告第383号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関す る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月25日

熊本県知事 蒲 夫 島郁

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 合志市合生字本村1194番の一部 493.60平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称) 合志市合生901番地1 緒方 敬一朗、緒方 さき子

熊本県公告第384号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関す る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。 平成26年7月25日

> 熊本県知事 蒲 島郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 1 菊池郡菊陽町大字辛川字猿ノ塚2034番2 3 1 0. 3 0 平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称) 熊本市東区戸島西一丁目27番53-401号 幸喜

熊本県公告第385号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関す る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。 平成26年7月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 1 菊池郡菊陽町大字原水字向原1015番11及び同1015番14 332. 48平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称) 菊池郡菊陽町大字原水1015番地11 髙田 康則

熊本県公告第386号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関す る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。 平成26年7月25日

熊本県知事 蒲 島が大

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 1 菊池郡菊陽町大字原水字向原1015番13及び同1015番15 489.12平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称) 菊池郡菊陽町大字原水2257番地 髙田 房則

熊本県公告第387号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関す

る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。 平成26年7月25日

> 熊本県知事 蒲 島が大

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 - 菊池市今字前畑124番の一部、同128番2、同129番1、同129番2、同1 29番3、同129番4及び同131番の一部
 - 4,033.08平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称)

菊地市今129番地2 株式会社 KIYORAきくち

熊本県公告第388号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関す る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。 平成26年7月25日

熊本県知事 島郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 合志市豊岡字笹原2000番2437
 - 2, 571. 98平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称) 熊本市東区月出一丁目2番24号 株式会社「イワイホーム

熊本県公告第389号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関す る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 1 菊池郡菊陽町大字原水字柳水2603番3及び同2604番2 331.30平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 菊池郡菊陽町大字津久礼137番地1 アルエット菊陽105号 山本 直嗣

熊本県公告第390号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関す る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。 平成26年7月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 菊池郡菊陽町大字津久礼字下沖野3020番4、同3020番5の一部、同3020番6、同3020番7、同3020番8、同3020番10及び同3021番1,956.72平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称) 熊本市中央区神水一丁目34番32号 株式会社 ふなもと設計

熊本県公告第391号

天草市に事務所を置く本渡土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出が あったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により公 告する。

平成26年7月25日

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	山下 富加司	天草市北原町11番7号
理事	田中 万久	天草市丸尾町12番24号
理事	植田 繁雄	天草市本渡町本渡1094番地1
理事	池田 三十四	天草市下浦町4359番地
理事	池田 憲昭	天草市下浦町9525番地

熊

	1		
理事	永 野	九 洲 男	天草市志柿町2792番地
理事	倉 田	博次	天草市本町本607番地
理事	高瀧	良吉	天草市本町本6863番地8
理事	立田	陽次郎	天草市佐伊津町4860番地
理事	梅本	秀幸	天草市亀場町食場1277番地2
理事	山下	昭	天草市枦宇土町425番地
理事	松川	莞爾	天草市宮地岳町653番地1
理事	川峯	正美	天草市宮地岳町5182番地
理事	塩田	實治	天草市楠浦町10375番地
理事	宗像	信親	天草市楠浦町1840番地1
理事	鬼塚	虎男	天草市楠浦町2406番地
理事	中原	勇	天草市楠浦町914番地1
理事	大中	勝義	天草市楠浦町4495番地
監事	有江	太平	天草市志柿町3064番地
監事	山本	長弘	天草市宮地岳町5740番地
監事	浦上	篤	天草市楠浦町6147番地
就任			
理事	山下	富加司	天草市北原町11番7号
理事	田中	万久	天草市丸尾町12番24号
理事	植田	繁雄	天草市本渡町本渡1094番地1
理事	池田	三十四	天草市下浦町4359番地
理事	池田	憲昭	天草市下浦町9525番地
理事	永 野	九 洲 男	天草市志柿町2792番地
理事	倉 田	博次	天草市本町本607番地
理事	高瀧	良吉	天草市本町本6863番地8
理事	立田	陽次郎	天草市佐伊津町4860番地
理事	梅本	秀幸	天草市亀場町食場1277番地2
理事	中野	光伸	天草市枦宇土町4217番地
理事	松川	莞 爾	天草市宮地岳町653番地1
理事	川峯	正美	天草市宮地岳町5182番地
理事	塩田	實治	天草市楠浦町10375番地
理事	鬼塚	虎男	天草市楠浦町2406番地
理事	中原	勇	天草市楠浦町914番地1
理事	飽田	榮	天草市楠浦町2990番地158
理事	前田	典男	天草市楠浦町4251番地6
監事	畠山	正和	天草市志柿町2155番地2
監事	山本	長弘	天草市宮地岳町5740番地
監事	若山	良孝	天草市楠浦町6588番地

熊本県公告第392号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出について同法第8条第1項の規定により多良木町から意見を聴取したので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成26年7月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地 1 ドラッグコスモス多良木店
 - 球磨郡多良木町大字多良木字菰無田2792番1ほか
- 2
 - (1)
- 多良木町から聴取した意見の概要 (1) 騒音が周辺住民に影響しないよう対策を講じること。 (2) 騒音等の苦情が発生した場合は、誠実に対応すること。 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
- 熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部球磨地域振 興局総務振興課

平成26年7月25日から平成26年8月25日まで

熊 本 県 公 告 第 3 9 3 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出につ いて同法第8条第1項の規定により人吉市から意見を聴取したので、同条第3項の規定に より次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成26年7月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

大規模小売店舗の名称及び所在地 1 ケーズデンキ人吉店(仮称) 人吉市東間上町3461番ほか

人吉市から聴取した意見の概要

騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、 生活環境の保全等に関する条例、人吉市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例、人吉市環境基本条例、人吉市生活環境保全美化条例等の環境保全に関する法律及び 条例の規定を遵守し、大規模小売店舗の所在地の周辺住民の生活環境保全に配慮するこ

意見書の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部球磨地域振 興 局 総 務 振 興 課

平成26年7月25日から平成26年8月25日まで

熊本県公告第394号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項 の規定による鳥獣保護区の指定を変更するので、同法第28条第4項の規定により次のと おり公告する。

なお、1から4までに掲げる事項については、この公告の日から平成26年8月7日までの間、縦覧に供し、当該鳥獣保護区の住民及び利害関係人は、当該縦覧の期間中、当該鳥獣保護区の保護に係る指針の案について知事への意見書を提出することができる。

平成26年7月25日

熊本県知事 蒲 島 郁

鳥獣保護区の名称

老岳鳥獣保護区

鳥獣保護区の区域 2

老岳鳥獣保護区の指定(変更)に係る指針案のとおり

鳥獣保護区の存続期間 3

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

鳥獣保護区の保護に関する指針の案

老岳鳥獣保護区の指定(変更)に係る指針案のとおり

1から4までに掲げる事項の縦覧場所

熊本県天草広域本部天草地域振興局農林部林務課

(「老岳鳥獣保護区の指定(変更)に係る指針案」は省略し、縦覧期間中、5の縦覧場 所に備え置いて縦覧に供する。)

登載依頼

熊本県企業局公告第4号

第9回荒瀬ダム撤去地域対策協議会を次のとおり開催する。

平成26年7月25日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

開催日時

平成26年8月6日(水)

午前10時から正午まで

開催場所

八代市坂本町坂本4228-12

八代市坂本支所2階 会議室

議題

(1) 荒瀬ダム撤去工事概要について

(2)地域課題への取組状況等について

傍聴の定員

20人

傍聴手続

- (1) 荒瀬ダム撤去地域対策協議会(以下「協議会」という。) の傍聴を希望する者は、 協議会の開催予定時刻の30分前から10分前までに受付を行うこと。
- (2)希望者が定員を超えた場合は、抽選とする。(3)会議室への入場等については、係員の指示に従うこと。

間い合わせ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県企業局総務経営課荒瀬ダム撤去室 電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 6 0 0

熊本県医療審議会公告第1号

熊本県医療審議会の会議を次のとおり開催する。

平成26年7月25日

熊本県医療審議会

長 福 稠 \mathbb{H}

開催日時 1

平成26年7月31日(木)

午後2時から午後3時30分まで

開催場所

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館5階 審議会室

議題

(1)議案

平成25年度医療提供体制推進事業費補助金及び平成25年度医療提供施設整備交 付金における事業計画の事後的評価について

地域医療支援病院の名称の使用の承認について

傍聴者の定員

10人

傍聴手続き

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、 事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。 (2) 傍聴手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 問い合わせ

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県医療審議会事務局 (熊本県健康福祉部健康局医療政策課)

(電話096-333-2205)

熊本県後発医薬品安心使用·啓発協議会公告第1号

熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会の会議を次のとおり開催します。

平成26年7月25日

熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会 会長 瀬尾 量

開催日時 1

平成26年8月27日(水)

午後3時から午後5時まで

開催場所

熊本テルサ (熊本市中央区水前寺公園28-51)

- 議題
 - (1)後発医薬品に関する報告事項について
 - (2)後発医薬品安心使用に向けた活動の展開について
 - (3) その他
- 傍聴者の定員 10人
- 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、傍聴人の氏名・住所を記載したうえで会議の会場に入ることができます。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 問合せ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会事務局(熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課 監視麻薬班)

096-383-1111(内線7164)